



東濃西部 消費生活相談のあれこれ

No.90

発行：東濃西部広域行政事務組合

新型コロナウイルス感染症に関連するキャンセル料の考え方について

イベント等のチケット購入後、新型コロナウイルス感染防止のため、購入者がキャンセルした場合、通常のキャンセル同様、購入者に対してキャンセル料が発生します。事業者側の判断によりイベント等が中止になった場合は、基本的にキャンセル料は発生しません。返金については、購入時の契約内容のうち、中止になった場合の返金の約束に従うこととなります。ただし、ここまではあくまで原則の話になります。コロナウイルスの関係で通常とは違う状況であるため、特別な対応がとられる場合もありますので、キャンセル理由に関わらず、事業者にキャンセル料や返金について確認してみましょう。

契約内容とは違う代金を請求されたり、契約内容よりも多額の代金を請求されたりした場合は窓口にご相談ください。



こんな相談ありました



事業がうまくいかず、収入が激減した。サラ金から借り入れて事業や生活を繋いできたが、もう限界。利息だけしか返済できていない状況で、今後の生活が心配。

消費生活相談窓口では多重債務の相談も受け付けています。自己破産、個人再生手続き、特定調停、任意整理といった債務問題の解決方法について説明させていただきます。希望があれば弁護士等の専門機関を案内します。

借金は解決できる問題です。一人で悩まず、相談窓口をご利用ください。

3月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	23件
訪問販売	5件
訪問購入	0件
通信販売	37件
連鎖販売	9件
電話勧誘	7件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	11件

*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。

例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域事務組合 消費生活巡回相談事業